

学校法人吉川学園
早苗幼稚園病児保育室 利用規約

(目的)

第1条

- 1 お子様の保護者（以下「委託者」）は、当病児保育室（以下「受託者」）に対し、委託者の保護下にある登録申込書記載のお子様の病児保育を委託し、受託者はこれを誠実に遂行します。

(委託時間)

第2条

- 1 委託時間は利用日の開室時間のうち必要量に応じて委託者と受託者で定めた時間内までとします。
- 2 委託者は、委託終了時刻までに、必ず当施設においてお子様を受け取らなければなりません。

(委託内容)

第3条

- 1 受託者が委託者からお子様をお預かりした時点より業務を開始いたします。
- 2 受託者所属の職員がお子様の保育をいたします。

(受入の可否)

第4条

- 1 お預かりするお子様の病状や体調によりお預かりを制限する場合があります。
- 2 お預かりするお子様の特性等（食物アレルギーの対応含む）に合わせた合理的配慮の範囲を超えた配慮や支援が提供できないと判断した際にお預かりを制限する場合があります。
- 3 受託者側が、当室の職員の配置等や施設設備の受入体制が、必要十分を満たせないと判断した場合に受け入れを制限する場合があります。
- 4 上記、1、2、3については、委託者がすでに利用予約をされた状態であっても適用するものとします。

(料金等のお支払)

第5条

- 1 委託者は受託者に対する料金の支払いについて、指定の支払い方法に従います。また、その際に発生する手数料などについては、委託者の負担とします。
- 2 前項で受領した額は、いかなる理由があっても返金いたしません。

(善管注意義務)

第6条

- 1 受託者は、善良な管理者の注意義務をもってお子様をお預かりいたします。
- 2 受託者は、お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、事前に書面にて知らされていない事情に起因する事故については、一切の責任を負いません。

- 3 受託者は、お子様に疾病が既に認められ、これが悪化したり、またこれに関連・併発・起因して発生した事故や、他に利用されている児童からの罹患（病名が同じであるか否かを問わない）については責任を負いません。

（責任限度）

第7条

- 1 受託者は、万が一受託者の責めに帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、受託者が加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、委託者及びお子様の損害を補填するものとし、かつ同保険金額をもって責任の限度とします。また、その保険規約により担保される支払い事由の範囲内においてのみ、責任を負担するものとしします。
- 2 病児保育室では、他疾患の児童と接触する可能性があり、他疾患に罹患する可能性が無いわけではないことを予めご了承ください。

（緊急医療）

第8条

- 1 受託者は、万が一お子様に緊急医療措置が必要となった時に、その連絡を受け取ることができなかった場合、受託者連携の医療機関において医療措置を受け取ることに事前に包括的に同意します。なおこの場合、受託者は紹介先医療機関の医療措置の内容・結果等について、責任を負いません。

（その他留意事項）

第9条

- 1 受託者は、委託者が定める利用にあたる諸規則を十分理解したうえで遵守し利用します。また、委託者が本規約を含むその他受託者が定める規則に違反したと受託者が認めた場合、その委託者の登録を解除し、再登録させない場合があります。
- 2 原則、災害などの特殊事情を除き、お迎えの時間が開所時間を超えた場合は登録の解除及び当日に10,000円を徴収します。

学校法人吉川学園
理事長 吉川歩実